

札幌国税局からのお知らせ

【国税広報参考資料】



景 災害義援金と寄附金控除

個人が、災害により被害を受けられた方を支援するために支払った次の義援金（寄附金）は、寄附金控除の対象となります。

- ・ 地方公共団体に対する義援金
- ・ 被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部に対する義援金
- ・ 募金団体を通じて、被災地の地方公共団体に支払われることが明らかな義援金

寄附金控除を受けるには…

次のいずれかの書類を添付又は提示の上、確定申告書を提出します。

- ・ 地方公共団体の災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領証
- ・ 募金団体の預り証
- ・ 金融機関等で義援金受付専用口座へ支払った場合の振込票等の控

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

【国税広報参考資料】



景 災害義援金と損金算入

法人が、災害により被害を受けられた方を支援するために支払った義援金（寄附金）の税務上の取扱は、次の区分に応じ、全額又は一部が損金算入となります。

- 全額損金算入
 - ・ 被災した地方公共団体に対する寄附金
 - ・ 財務大臣が指定した寄附金
- 一定の額損金算入
 - ・ 特定公益増進法人に対する寄附金
 - ・ 認定NPO法人等に対する寄附金
 - ・ 一般の寄附金（上記以外）

損金算入するには…？

地方公共団体に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、法人税確定申告書に金額を記載し、寄附金明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

※ 寄附金の損金算入限度額の計算方法等については、国税庁ホームページ掲載の「暮らしの税情報」をご覧ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp